みどり 水土里ネット てしおがわ

広報 てしおがわ

発　行
〒095-0044
士別市東山町3440番地29
てしおがわ土地改良区
電　話：(0165)29-7177(代　表)
ＦＡＸ：(0165)29-6820(総務部)
(0165)29-6821(工務部)
E-mail:teshio-s@teshiogawa-lid.com
URL:https://www.teshiogawa-lid.com
編　集：総務部総務課

令和７年５月22日　事業第３課職員による除塵作業（剣和頭首工）

目　次

・ごあいさつ……2
・通常総代会議決事項……3
・令和７年度一般会計収支予算……4
・令和７年度共通及び地区予算……5
・令和７年度賦課金の10a当り課率……6・7
・令和７年度地区除外決済金について……8
・令和７年度畑地化協力金の
　徴収時期及び方法について……9
・令和７年度土地改良事業一覧（予定）……9
・てしおがわ土地改良区職員機構……10
・職員人事……11
・土地改良区からのお願い……12

ごあいさつ

理事長　榎　本　好　男

広報てしおがわ第47号発刊にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

常日頃より組合員の皆様には、当土地改良区運営並びに土地改良事業の推進に特段なるご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

今年の本地域は記録的に雪が少なく雪解けが早まるかと思いましたが春先の気温がなかなか上がらず春作業への心配をしていたところです。５月に入っても雨に悩まされながらも気温は徐々に上がり、春の通水については例年どおり作業を進めることができたところです。今後の天候も周期的に変わり、高温になるという予報も出ているようですが、皆様には体調管理に気をつけながらこれからの作業にあたっていただければと思います。

去る、３月27日令和６年度通常総代会を開催し、総代55名中45名の総代と役員が出席し、令和６年度一般会計補正予算及び令和７年度一般会計予算に係る議案の審議を行い、報告２件、議案18件、全案件提案どおり議決ご決定をいただきました。本総代会では、土地改良区検査、土地連による指導監査、員外理事登用に関する定款変更等各種規程類の変更もあり、ご説明のうえ議決いただき知事の認可を得たところであります。今後は令和７年４月に改正された土地改良法に基づく定款等の変更も予定されることから、８月予定の総代会についても総代の皆様にはご理解のうえご出席いただきますようお願いいたします。今年度も総代会議決内容に基づき適切な運営に努めてまいります。

今年も全国から土地改良関係団体が集まり、農業農村整備事業の一層の充実と推進を期することを目的に、「農業農村整備の集い」が６月18日に東京都の砂防会館にて開催されました。北海道土地連、上川支部を中心に当区からも参加致し、それぞれの現場で直面している喫緊の課題の再認識や、これらの諸課題に緊急に対応すべく参加したところです。この集いは、毎年６月と11月に開催されており、当区としても積極的に参加し農業農村整備事業に係る事業推進と安定的な予算確保を訴えていきたいと考えております。この参加に併せて土地連上川支部として関係国会議員等に対し令和８年度予算確保に向けた要望活動も行ってきております。管内土地改良区理事長を始め町村長、ＪＡ組合長も参加いただき上川地域一体として要請活動を行ってきたところです。

なかなか見通しの立たない、水田活用の直接支払交付金の見直しに伴う畑地化事業について、大臣表明を受けて水張り要件が緩和されたところですが、令和９年度以降の作物毎の支援の詳細が未だ不明であります。区としても関係機関と情報を共有し組合員の皆様に随時お知らせしたいと考えております。令和７年度、令和８年度以降も畑地化は促進されると思われ、地区除外に伴う改良区面積の減少により様々なところへの影響は避けられません。これからどの程度面積が減少するのかわかりませんが、土地改良区としての対応を考えていかなければなりません。組合員の皆様が安心して営農を継続し、土地改良施設の適切な維持管理が続けられる対策を関係機関にもお願いしていきたいと考えております。

４月の土地改良法改正にて「連携管理保全計画（通称：水土里ビジョン）」が盛り込まれました。これは、地域の農業集落の小規模化・高齢化等に伴い農業経営者による農業用水利施設の末端管理が困難になり、施設の老朽化は進み、その管理、修繕、更新等にかかる費用は増嵩し続けている状況下であること、更に、少子化、人口減少による組合員数の減少はもとより土地改良区職員の人材確保も今後は困難になる状況にあります。これらの課題への対応として、農業水利施設の永劫的な管理・保全を適切に行っていくための将来像を地域関係者で共有し、保全に関する取組を推進する体制を構築することが各地域毎に求められることとなりました。また、この計画、体制が整うことで維持管理、施設整備にかかる国からの助成が手厚くなる部分もあることから、当区としても積極的に取り組むため、鋭意、手法や策定作業の情報の収集を行っているところです。市町、ＪＡ等関係機関の協力はもとより、地域関係者、組合員の皆様のご理解ご協力が必須であります。都度、取組状況等について発信して参りますのでよろしくお願いいたします。

本年度の当区の土地改良事業については、道営事業４地区、団体営事業44地区、全体で48地区23億９千万円ほどの事業費となっております。各事業の適切な執行に努めるとともに、安定的な事業推進、計画に沿った事業進捗となるよう国の予算の確保を望み、関係官庁及び関係国会議員等への要請活動を鋭意行って行きたいと考えております。

本年度においても組合員の皆様にご理解をいただきながら、適正な業務運営と土地改良事業の推進にあたって参りますとともに、好天に恵まれ五穀豊穣の秋を迎えられること、皆様のご健勝を心からご祈念申し上げましてご挨拶といたします。

通常総代会議決事項

令和６年度通常総代会は、令和７年３月27日（木）当区事務所２階会議室にて開催されました。

令和６年度中間監査報告、令和６年度補正予算、令和７年度の運営に関わる土地改良区一般会計収支予算及び賦課金等関連議案について提案がなされ、全て原案通り可決決定し終了しました。

総代定数　55名	議　長
欠　　員　1名	乗田　政宜（和寒地区）
現　　員　54名	副議長
出席総代　45名	神田勇一郎（名寄地区）
欠　　席　9名	議事録記名人
	渡辺　　亨（上士別地区）
	斉藤　好重（剣淵地区）

議決等事項は次のとおり

報告第１号　中間監査の報告について
報告第２号　土地改良事業の経過及び計画について
議案第１号　てしおがわ土地改良区定款の一部変更について
議案第２号　てしおがわ土地改良区規約の一部改正について
議案第３号　てしおがわ土地改良区会計細則の一部改正について
議案第４号　てしおがわ土地改良区換地委員会規程の一部改正について
議案第５号　てしおがわ土地改良区役員等報酬審議会規則の一部改正について
議案第６号　てしおがわ土地改良区積立金規程の一部改正について
議案第７号　てしおがわ土地改良区利水調整規程の一部改正について
議案第８号　令和６年度各種積立金の処分議決中議決更正について
議案第９号　令和６年度第２回一般会計収入支出補正予算について
議案第10号　令和７年度農林漁業資金の借入について
議案第11号　令和７年度各種積立金の処分について
議案第12号　令和７年度役員等年報酬額について
議案第13号　令和７年度一時借入金について
議案第14号　令和７年度賦課金等の賦課徴収の時期及び方法について
議案第15号　令和７年度地区除外決済金について
議案第16号　令和７年度畑地化協力金の徴収時期及び方法について
議案第17号　令和７年度一般会計収入支出予算について
議案第18号　土地改良財産の取得について
その他

令和7年度一般会計収支予算構成

令和７年度てしおがわ土地改良区一般会計当初予算額は、収入1,791,602千円、支出1,791,602千円です。予算構成比と共通並びに地区別予算書を掲載したのでご覧下さい。

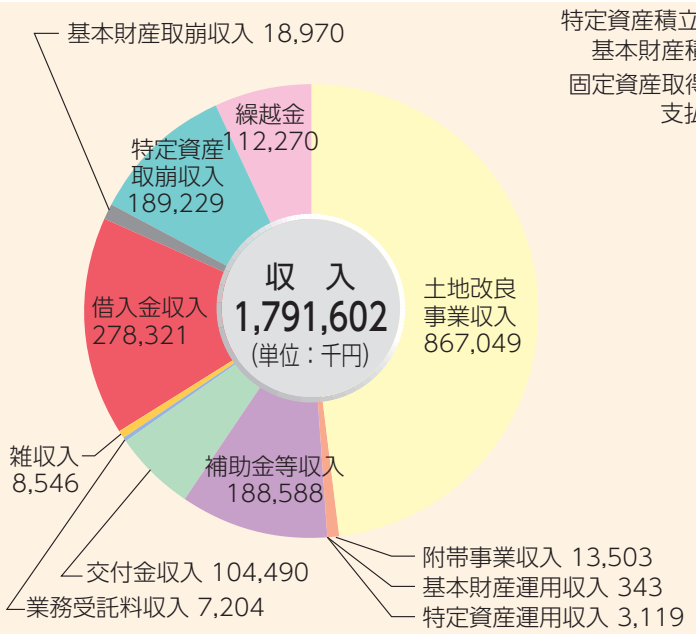

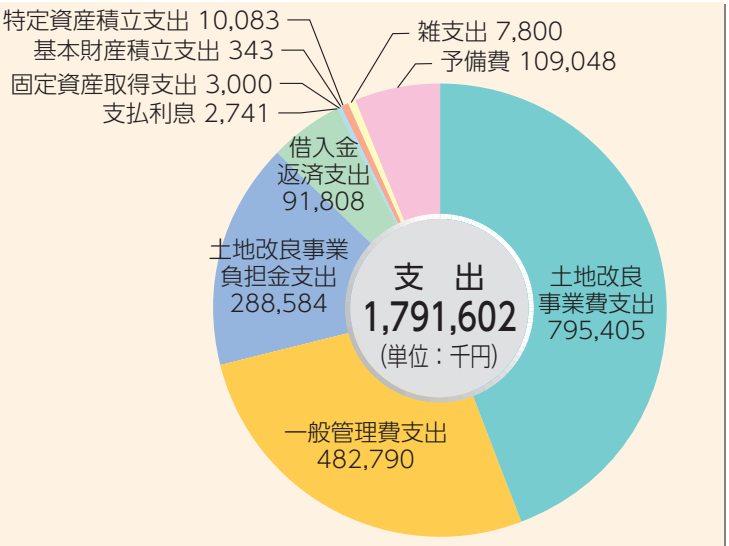

(単位：千円)

土地改良事業収入	867,049	48.40%
附帯事業収入	13,503	0.75%
基本財産運用収入	343	0.02%
特定資産運用収入	3,119	0.17%
補助金等収入	188,558	10.52%
交付金収入	104,490	5.83%
業務受託料収入	7,204	0.41%
雑収入	8,546	0.48%
借入金収入	278,321	15.53%
基本財産取崩収入	18,970	1.06%
特定資産取崩収入	189,229	10.56%
繰越金	112,270	6.27%

(単位：千円)

土地改良事業費支出	795,405	44.40%
一般管理費支出	482,790	26.95%
土地改良事業負担金支出	288,584	16.11%
借入金返済支出	91,808	5.12%
支払利息	2,741	0.15%
固定資産取得支出	3,000	0.17%
基本財産積立支出	343	0.02%
特定資産積立支出	10,083	0.56%
雑支出	7,800	0.44%
予備費	109,048	6.08%

令和7年度 経常賦課金（水田受益地）の内訳

(単位：円/10a)

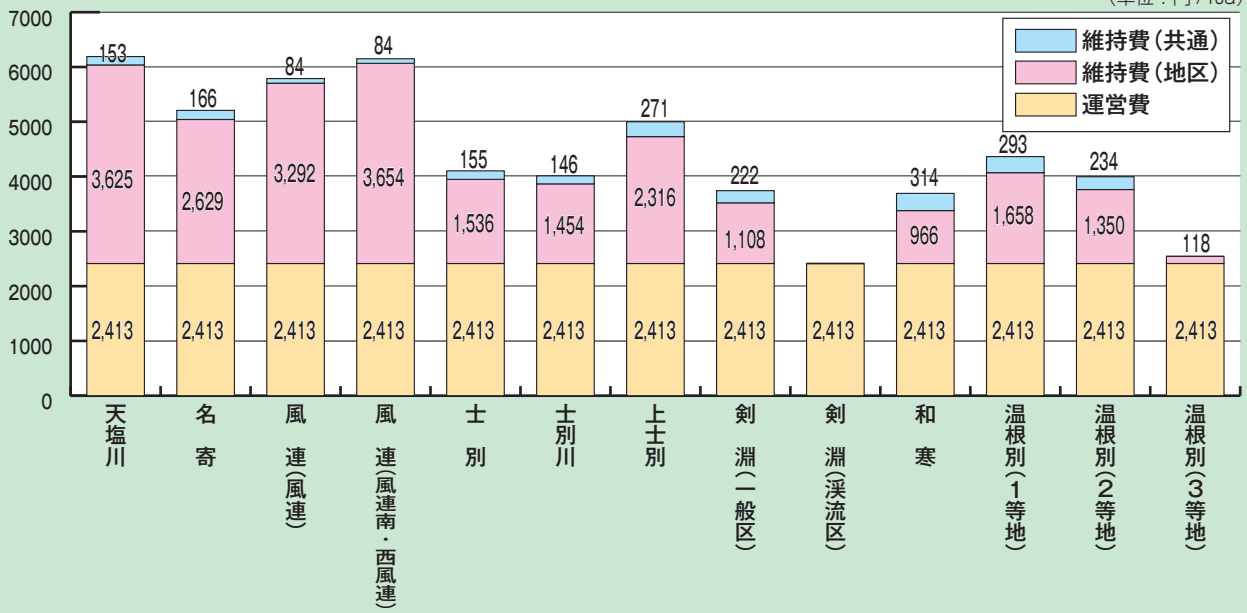

令和７年度てしおがわ土地改良区予算（共通及び地区予算）

【収入予算】

（単位：千円）

予算科目 款	科目	共通	天塩川地区	名寄地区	風連地区	士別地区	士別川地区	上士別地区	剣淵地区	和寒地区	温根別地区	合計
1	土地改良事業収入	441,030	130,140	66,586	52,776	16,069	62,298	31,174	26,653	30,178	10,145	**867,049**
2	附帯事業収入		375	2,244	100	8,754	27	35	920	100	948	**13,503**
3	基本財産運用収入	343										**343**
4	特定財産運用収入	743	692	95	397	182	198	298	150	168	196	**3,119**
5	補助金等収入	101,539	16,922	28,392	7,607	5,147	4,737	6,929	5,862	4,428	6,995	**188,558**
6	交付金収入		57,060	24,750	10,620	1,890				10,170		**104,490**
7	寄付金収入											
8	業務受託料収入	7,204										**7,204**
9	雑収入	1,852	1,100		5,394				100	100		**8,546**
10	借入金収入						278,321					**278,321**
11	基本財産取崩収入	18,970										**18,970**
12	特定資産取崩収入	32,429	16,598	19,144	10,617	13,824	12,574	22,452	20,460	20,637	20,494	**189,229**
13	固定資産売却収入											
14	出資金返還収入											
15	交付換地清算金収入											
16	徴収換地清算金収入											
17	繰越金	50,000	8,000	8,000	6,000	15,000	7,000	10,000	2,370	3,200	2,700	**112,270**
計		**654,110**	**230,887**	**149,211**	**93,511**	**60,866**	**365,155**	**70,888**	**56,515**	**68,981**	**41,478**	**1,791,602**

【支出予算】

（単位：千円）

予算科目 款	科目	共通	天塩川地区	名寄地区	風連地区	士別地区	士別川地区	上士別地区	剣淵地区	和寒地区	温根別地区	合計
1	土地改良事業費支出	190,366	195,497	101,520	67,883	43,816	45,251	50,928	33,972	38,090	28,082	**795,405**
2	一般管理費支出	440,278	12,300	3,715	2,848	3,751	4,952	4,422	4,860	3,735	1,929	**482,790**
3	土地改良事業負担金支出		1,520	669	3,852		279,155	113		3,275		**288,584**
4	借入返済支出	5,608	5,139	30,908	6,607		22,499	2,512	5,198	13,337		**91,808**
5	支払利息	555	9	810	250		1,100		12	5		**2,741**
6	固定資産取得支出	3,000										**3,000**
7	支払換地清算金支出											
8	納付換地清算金支出											
9	基本財産積立金支出	343										**343**
10	特定資産積立支出	4,469	692	95	397	299	198	913	1,816	168	1,036	**10,083**
11	雑支出	5,800	2,000									**7,800**
12	繰越金											
13	予備費	3,691	13,730	11,494	11,674	13,000	12,000	12,000	10,657	10,371	10,431	**109,048**
計		**654,110**	**230,887**	**149,211**	**93,511**	**60,866**	**365,155**	**70,888**	**56,515**	**68,981**	**41,478**	**1,791,602**

令和７年度 賦課金の10a当り課率

当土地改良区定款第27条の規定により、令和７年度賦課金等の徴収時期及び方法について下記の通り定める。

ただし、災害その他やむを得ない場合の徴収時期及びその方法等の変更については、理事会に一任願いたい。

徴収方法	１．本改良区において直接徴収を行う。 ２．委任契約に基づき徴収を行う。 （北ひびき農業協同組合、道北なよろ農業協同組合、㈲美田実郎商店、クロダ㈱、㈱丸メ商会）

（単位：円）

区分	地区名	負担区分	第１期	第２期	合計
運営賦課金	天塩川		1,448	965	2,413
	名寄		1,448	965	2,413
	風連		1,448	965	2,413
	士別		1,448	965	2,413
	士別川		1,448	965	2,413
	上士別		1,448	965	2,413
	剣淵	一般区	1,448	965	2,413
		渓流区	1,448	965	2,413
	和寒		1,448	965	2,413
	温根別	１等地	1,448	965	2,413
		２等地	1,448	965	2,413
		３等地	1,448	965	2,413
維持管理賦課金（共通）	天塩川		92	61	153
	名寄		100	66	166
	風連		50	34	84
	士別		93	62	155
	士別川		88	58	146
	上士別		163	108	271
	剣淵	一般区	133	89	222
	和寒		188	126	314
	温根別	１等地	176	117	293
		２等地	140	94	234
		３等地	0	0	0

（単位：円）

区分	地区名	負担区分	第１期	第２期	合計
維持管理賦課金（地区／水田受益地）	天塩川		2,175	1,450	3,625
	名寄		1,577	1,052	2,629
	風連	風連	1,975	1,317	3,292
		風連南西風連	2,192	1,462	3,654
	士別		922	614	1,536
	士別川		872	582	1,454
		中心経営体農地集積促進事業	当該年度反当相当額		
	上士別		1,390	926	2,316
	剣淵	一般区	665	443	1,108
	和寒		580	386	966
	温根別	１等地	995	663	1,658
		２等地	810	540	1,350
		３等地	71	47	118
維持管理賦課金（地区／畑地化受益地）	天塩川		968	644	1,612
	名寄		698	465	1,163
	風連	風連	811	541	1,352
		風連南西風連	1,028	686	1,714
	士別		360	240	600
	士別川		445	297	742
	上士別		556	371	927
	剣淵	一般区	327	218	545
	和寒	一般区	250	166	416
	温根別	１等地	544	363	907
		２等地	449	300	749
		３等地	71	47	118

（単位：円）

区分	地区名等		負担区分	第１期	第２期	第３期	合計
特別賦課金	天塩川	全地区		0	141	0	141
	名寄	全地区		0	1,074	0	1,074
		名寄東	区画整理（整地・暗きょ）	0	受益地当該年度償還相当額	0	受益地当該年度償還相当額
		風連東第１	区画整理	0		0	
			暗渠排水	0		0	
	風連	風連地区		0	411	0	411
		風連南・西風連地区		0	49	0	49
		風連東第２	区画整理	0	受益地当該年度償還相当額	0	受益地当該年度償還相当額
			暗渠排水	0		0	
		風連東第３	区画整理	0		0	
			暗渠排水	0		0	
	士別	南士別	区画整理	0	受益地当該年度償還相当額	0	受益地当該年度償還相当額
			暗きょ	0		0	
			用排水路（個人）	0		0	
	士別川	国営農地再編整備事業上士別地区	整地・農業用用排水・暗渠・客土・除礫・農道	0	受益地当該年度償還相当額	受益地当該年度償還相当額	受益地当該年度償還相当額
		つくも西	区画整理	0	32	0	32
			暗きょ・除礫	0	受益地当該年度償還相当額	0	受益地当該年度償還相当額
		中士別第１一期	区画整理	0	458	0	458
			暗渠排水	0	受益地当該年度償還相当額	0	受益地当該年度償還相当額
		中士別第１二期	区画整理	0	652	0	652
			暗渠排水	0	受益地当該年度償還相当額	0	受益地当該年度償還相当額
		中士別第２	区画整理	0	564	0	564
			暗渠排水・除礫	0	受益地当該年度償還相当額	0	受益地当該年度償還相当額
		中士別第３	区画整理	0	15	0	15
	上士別	国営農地再編整備事業上士別地区	区画整理・農地造成	0	受益地当該年度償還相当額	受益地当該年度償還相当額	受益地当該年度償還相当額
	和寒	普通区	和寒中部・和寒	0	542	158	700

賦課金は、納入期限内に

賦課期日

第１期　令和７年　７月10日
第２期　令和７年10月27日
第３期　令和８年　２月20日

納入期限

第１期　令和７年　７月31日
第２期　令和７年11月17日
第３期　令和８年　３月13日

そろって期限内に納入しましょう

賦課金を滞納すると

定款の規定により、滞納の日数に応じて年14.6パーセントの割合による延滞金並びに督促状を発した場合は督促手数料100円を過怠金として徴収します。

令和７年度　地区除外決済金について

令和７年度において、農地転用等に伴う地区除外決済金を、地区除外等処理第６条に基づき次のとおり定める。

徴収方法：本改良区において直接徴収を行う。

賦課期日：納入通知に記載の期日とする。

共通決済金	決済金算定基準２（１）ウ（イ）に係る決済金については別途加算する
70,316円（10a当りの額）	

地区決済金【決済金算定基準　２】

天塩川				
2の(1)	イ	プール		147
	ウ	(ア)		1,197
		(イ)		47,022

名寄				
2の(1)	イ	プール		4,206
		名寄東	区画整理（整地・暗渠）	当該年度償還残高
		風連東第１	区画整理	
			暗渠	
	ウ	(ア)		0
		(イ)		62,455

風連				
2の(1)	イ	プール		329
		風連東第２	区画・暗渠	当該年度償還残高
		風連東第３	区画・暗渠	
	ウ	(ア)		0
		(イ)		59,874

士別				
2の(1)	イ	プール		0
		南士別	区画整理	当該年度償還残高
			暗渠	
			用排水路	
	ウ	(ア)		0
		(イ)		22,219

士別川				
2の(1)上士別	イ	プール		0
		国営上士別		当該年度償還残高
		つくも西		
		中士別第１一期		
		中士別第１二期		
		中士別第２		
		中士別第３		
	ウ	(ア)		0
		(イ)		28,603

上士別			
2の(1)	イ	国営上士別	当該年度償還残高
	ウ	(イ)	34,921

剣淵			
2の(1)	イ	剣淵中央	442
		桜岡幹線	
		西岡	
		西原	
	ウ	(ア)	0
		(イ)	15,353

和寒			
2の(1)	イ	和寒中部	239
		和寒	1,839
		国営剣和	2,053
	ウ	(ア)	0
		(イ) 一般区	21,119

温根別				
2の(1)	イ	－		
	ウ	(ア)		0
		(イ)	１等地	43,945
			２等地	35,156
			３等地	0

土地改良事業外の公共転用等に係る場合については、理事会の承認を得て減免するものとする。

※決済金算定基準　２．決済の範囲

（１）土地改良区が徴収すべき金銭の額

ア、賦課金等

(ア) 未納入賦課金等

決済年度以前の年度に係る賦課金等の決済時点における未納入金額

(イ) 農地転用賦課金

農地転用による当該転用農地の負担に係る金額の増加（補助金の返還により生ずるもの）に伴う賦課金

イ、償還金及び年賦支払金

土地改良区の借入金に係る償還金（利息を除く。）及び土地改良区が負担する国営土地改良事業（決済年度額の前年度以前に完了したものに限る。）の負担金に係る年賦支払金（利息を除く。）で決済年度の翌年度以降のものにつき定款の定めるところにより算定する当該土地の負担相当

ウ、土地改良区営土地改良事業に係る事業費

(ア) 維持管理事業以外の事業に係るもの

決済時点において土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業を除く。）に係る事業費のうち決済年度の翌年度以降の自己負担分につき定款の定めるところにより算定する当該土地の負担相当額（転用に伴い事業費が減額される場合にあっては、自己負担分のうち当該減額に対応する額を当該算定額から控除して得た額）

(イ) 維持管理事業に係るもの

令和７年度 畑地化協力金の徴収時期及び方法について

当土地改良区畑地化協力金徴収規程第６条の規定により、令和７年度畑地化協力金の徴収時期及び方法について、次の通り定める。ただし、災害その他やむを得ない場合の徴収時期及びその方法等の変更については、理事会に一任願いたい。

維持管理賦課金（協力金単価）

単位：円/10a

地区名	負担区分	畑地化協力金単価
天塩川		28,182
名　寄		41,048
風　連		38,800
士　別		16,848
士別川		16,376
上士別		22,224
剣　淵	一般区	10,602
和　寒	一般区	14,000
温根別	１等地	32,928
	２等地	26,334
	３等地	0

徴収方法：畑地化促進事業実施要領別表２の５（６）の規程に基づき地域農業再生協議会から交付を受ける。

徴収期日：土地改良区が畑地として取り扱うことを決定したのち、土地改良区が指定した日。

令和７年度土地改良事業一覧（実施予定）

該当地区	事業区分	事業名	地区・施設名	事業内容
天塩川	道営	水利施設整備事業	宮下排水路	調査設計業務
	団体営	防災減災機能等強化事業	天塩川第２幹線29線放水路	排水路整備工（改修）
		防災減災機能等強化事業	勇排水路	排水路整備工（補修）
		施設改善対策事業	天塩川名寄支線地区	用水路工（改修）
		施設改善対策事業	天塩川第２支線地区	用水路工（目地補修及び改修）
名寄	団体営	土地改良施設維持管理適正化事業	名-4-内-排-8-4排水路	排水路整備工（改修）
		土地改良施設維持管理適正化事業	中名寄２号調整池	調整池法面補修工
風連	団体営	防災減災機能等強化事業	北東第２揚水機場	水中ポンプ整備補修工
		施設改善対策事業	風連日進地区	用水路工（目地補修及び勾配改修）
士別川	道営	農地整備事業経営体育成型	中士別第２	区画整理工
		農地整備事業経営体育成型	中士別第３	区画整理工
		農地整備事業経営体育成型	中士別第４	調査設計業務
和寒	団体営	施設改善対策事業	相馬第２支線地区	用水路工（目地補修及び改修）

てしおがわ土地改良区職員機構

（令和７年４月１日発令）正職員34名

＊部の業務を総括
総務部長
折田　和也

総務部次長
会計主任
久光　　誉

総務課長
佐々木克也 ― 主幹 斉藤　大輔 ― 主任 工藤亜希子 ― 主事 宮崎　　渉 ― 主事補 大下　美咲
課付嘱託 合田ひとみ

総代会、理事会、監事会及び委員会に関すること。収支予算及び決算に関すること。広告、広報に関すること。職員の身分、給与、服務等に関すること。備品の購入、管理、保守に関すること。

定款、規約、諸規程に関すること。選挙に関すること。規程付属諸様式の管理に関すること。賦課金の賦課徴収に関すること。土地原簿及び組合員名簿に関すること。地区除外、加入及び決済金に関すること。滞納処分、不納欠損処分に関すること。

事業借入金等に関すること。入札事務、契約に関すること。事業受託契約等に関すること。普通財産の取得、処分及び貸付、占用、登記事務に関すること。土地改良財産の取得、処分に係る契約及び登記事務に関すること。電算技術の開発及び保守管理に関すること。維持管理計画書の変更申請に関すること。農地情報システムの運用及び保守管理に関すること。その他、部、課に属さない事務に関すること。

財務、会計、現金、預金の出納及び保管に関すること。文書及び公用印に関すること。年度別収入・支出に係る統計処理に関すること。その他、部、課に属さない事務に関すること。

＊職員を指揮監督

参事
阿部　　毅

工務課長
増田　耕治 ― 主幹 会田　竜矢 ― 主任 諸藤　美穂 ― 課付嘱託 山本　康弘

国営、道営土地改良事業の調査、計画、認可に関すること。国営農地再編事業上士別地区の実施、変更申請に関すること。国営、道営、団体営事業等の事務事業に関すること。土地改良事業に係るソフト事業に関すること。水利権の認可、変更申請に関すること。土地改良財産の貸付及び占用に関すること。工事用器具、備品及び機械の管理に関すること。その他、部及び他の課に属さない事業推進に係る事務事業に関すること。

事業第1課長
山下　宏之 ― 主任 示沢　政人 ― 技師 佐々木悠真 ― 課付嘱託 中井　　優
主任 渡邊　秀晃
主任 菊地　雅義
主任 東　　恭平

＊部の業務を総括
管理責任者
工務部長 兼
土地改良事業
推進室室長
瀧見　和生

担当区は名寄地区、風連地区及び天塩川地区。地区運営、地区協議会並びに土地改良施設に係る運用、操作管理、施設点検、保守管理、補修及び下部組織との連携に関すること。国営、道営土地改良事業の実施、変更申請に関すること。団体営事業等の調査、計画、実施、認可、変更申請に関すること。土地改良施設台帳の作成、変更に関すること。下部組織に係る運営、指導及び施設管理に関すること。工事用器具、備品及び機械の管理に関すること。その他事務事業及び管理事業に関すること。

事業第2課長 兼
土地改良事業推進室次長
奥山　孝幸 ― 主幹 佐々木紀晃 ― 主任 西岡　　渉 ― 技師 福見　真護 ― 技師補 戸澤　将真（土地改良事業推進室）
主幹 五林　明広（土地改良事業推進室）
技師 増谷　皓介
技師 吉岡　栞汰
技師補 山本　琉生
技師補 富田　蓮生
課付嘱託 河南　哲也（土地改良事業推進室）

担当区は士別地区、士別川地区及び上士別地区。地区運営、地区協議会並びに土地改良施設に係る運用、操作管理、施設点検、保守管理、補修及び下部組織との連携に関すること。国営、道営土地改良事業の実施、変更申請に関すること。団体営事業等の調査、計画、実施、認可、変更申請に関すること。土地改良施設台帳の作成、変更に関すること。下部組織に係る運営、指導及び施設管理に関すること。工事用器具、備品及び機械の管理に関すること。その他事務事業及び管理事業に関すること。

事業第3課長
山中　邦夫 ― 主任 塚原　康平 ― 技師 杉田　　力 ― 技師補 梶　　秀太
主任 佐藤　成浩
技師補 上村　駿太

担当区は剣淵地区、和寒地区及び温根別地区。地区運営、地区協議会並びに土地改良施設に係る運用、操作管理、施設点検、保守管理、補修及び下部組織との連携に関すること。国営、道営土地改良事業の実施、変更申請に関すること。団体営事業等の調査、計画、実施、認可、変更申請に関すること。土地改良施設台帳の作成、変更に関すること。下部組織に係る運営、指導及び施設管理に関すること。工事用器具、備品及び機械の管理に関すること。その他事務事業及び管理事業に関すること。

職員の人事について

定　年

※職員の服務等に関する規程第12条職員の定年は、60歳に達した日の属する事業年度末とする。
　同条２項前項に該当し雇用を希望する職員は、65歳に達する日に属する事業年度末まで雇用する。

職員名	前職	発令日
山本康弘	総務部長	令和７年３月３１日

異動等

発令　令和７年４月１日付

発令事項	前職	職員名
総務部長	総務課長（総務・賦課）	折田和也（昇）
総務部次長 会計主任	総務課長（事業・会計）	久光誉（昇）
総務課長	総務課主幹	佐々木克也（昇）
工務課主幹	工務課主任	会田竜矢（昇）
事業第２課主幹 （土地改良事業推進室）	事業第２課主任 （土地改良事業推進室）	五林明広（昇）
事業第１課主任	事業第１課技師	東恭平（昇）
事業第１課技師	事業第１課技師補	佐々木悠真（昇）
事業第２課技師	事業第２課技師 （土地改良事業推進室）	福見真護
事業第２課技師補 （土地改良事業推進室）	事業第２課技師補	戸澤将真
事業第１課付嘱託	事業第１課付嘱託	中井優（継続雇用）
事業第２課付嘱託 （土地改良事業推進室）	事業第２課付嘱託 （土地改良事業推進室）	河南哲也（継続雇用）
総務課付嘱託	総務課付嘱託	合田ひとみ（継続雇用）
工務課付嘱託	工務課付嘱託	山本康弘（継続雇用）

新規採用

発令　令和７年４月１日付

工務部
事業第２課技師補
富田蓮生
（とみた　れん）

少しずつでも１人で出来る
仕事を増やしていけるよう
頑張ります。
よろしくお願いいたします。

退職

職員名	前職	発令日
土門柊	事業第２課技師補	令和６年１２月３１日
小椋陽介	事業第３課技師補	令和７年　３月３１日
斉藤武志	事業第１課技師補	令和７年　３月３１日
松田保彦	工務課付嘱託（継続雇用）	令和７年　３月３１日

土地改良区からのお願い

◆資格得喪通知の届出について

Q. どのようなときに資格得喪通知を届けるのか？

1. 農地の売買があったとき。
2. 農地を借りた、又は貸したとき。
3. 名義を変更（農業者年金受給などにより経営移譲、相続）したとき。

◎手続きについて

土地改良区の組合員が、その資格に係る権利の目的である土地の全部又は一部について異動した場合は、土地改良区に資格得喪の届出が必要です。区としても知り得る限り対処しておりますが、届出がなければ組合員名義は変わらず、従来どおり元の組合員に賦課金通知書が送付されます。農業委員会、農協、共済組合等の名義を変更されても土地改良区の名義が自動的に変更となることはありません。届出には新・旧両者の押印が必要となります。

◆農地を農地以外に転用したときは決済金がかかります

Q. どのような時に決済金がかかるのか。

1. 住宅建設のため宅地に転用したとき。
2. 道路用地、河川敷地として買収されたとき。
3. 田を畑に転用し、土地改良区が実施する事業の利益を受けないことが明らかなとき。
4. その他、農地を農地以外に転用したとき。

Q. 決済金はなぜ必要なのか。

土地改良区は地区内農地への賦課金で管理運営を行っています。しかし、決済金を納めないで農地を転用した場合、残った農地で管理運営費を負担をしなければなりません。そこで、負担の公平を図るため、土地改良法により農地転用した場合は決済金を納めていただくことになっています。

賦課金の面積基準日は、その年の４月１日です。基準日以降に転用の手続きをされた場合には、その年度については賦課がなされます。

◎手続きについて

- ◆市町村の農政課への届け出前に、改良区に申請をお願い致します。
- ◆土地改良区で申請書用紙を用意し又、必要書類を提示します。
- ◆地区協議会、理事会の承認が必要であるために、申請は４月１日から同年の12月末までにお願いします。

■田寄せ・畑寄せについて

田寄せ・畑寄せの可能範囲は、該当箇所や水利権により異なるため、下記の条件をご理解の上、当区と必ず事前協議を行ってください。

①農作業高率の向上など明らかに効果が期待できること、または明らかに必要であること。
②土地改良区内での移動であること。
③賦課面積（水張面積）が増とならないこと。
④土地の分筆・地目変更の登記をすること。
⑤路線を跨った移動の場合は、水利権上の可否について判断するため、水利計算資料を提出すること。また、水利計算のための費用は、田寄せ畑寄せの実施可否に限らず原則申請者負担。
⑥移動元、先の関係者の同意を得ること。
⑦該当地の償還負債は全額繰上償還すること。
⑧田寄せ・畑寄せ実施による用水路の水量変化に対して水路改修が必要となる場合は全額申請者負担。
⑨上記について承諾により申請。
⑩完了後は速やかに完了報告すること。

手続きについて

- ◆市町村の農政課への届け出前に、当区と必ず事前協議を行ってください。
- ◆土地改良区で申請書用紙を用意し又、必要書類を提示します。

滞納金は新資格者が負担

土地改良法第43条の規定に基づき農地の異動・売買の際、その土地に賦課金の滞納がある場合は、新資格者が権利義務を継承しその滞納金を支払うこととなっております。売買又は貸借契約締結の前にご確認されますようお願い致します。

住所を変更したときは必ずご連絡ください

転居された場合は、住所変更が必要となりますので必ずご連絡くださいますようお願いします。